

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法
教育学科（教育学・生涯教育学・教育心理学専修）
初等教育学専攻：課程認定は受けていませんが、該当科目を履修することで要件を満たせます。

……免許教科 特別支援学校教諭 1 種

2007 年度より養護学校教諭免許が、特別支援学校免許へと変わりました。新しい制度では、5 つの教育領域（視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育、病弱者に関する教育）が設定されており、領域ごとに必要な単位を修得した領域のみ有効になります。早稲田大学では、「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の 3 領域について修得することが可能です。それ以外の領域については、免許授与後、認定講習などで単位を修得することにより、追加が可能になります。（詳細については、次ページを参照のこと）

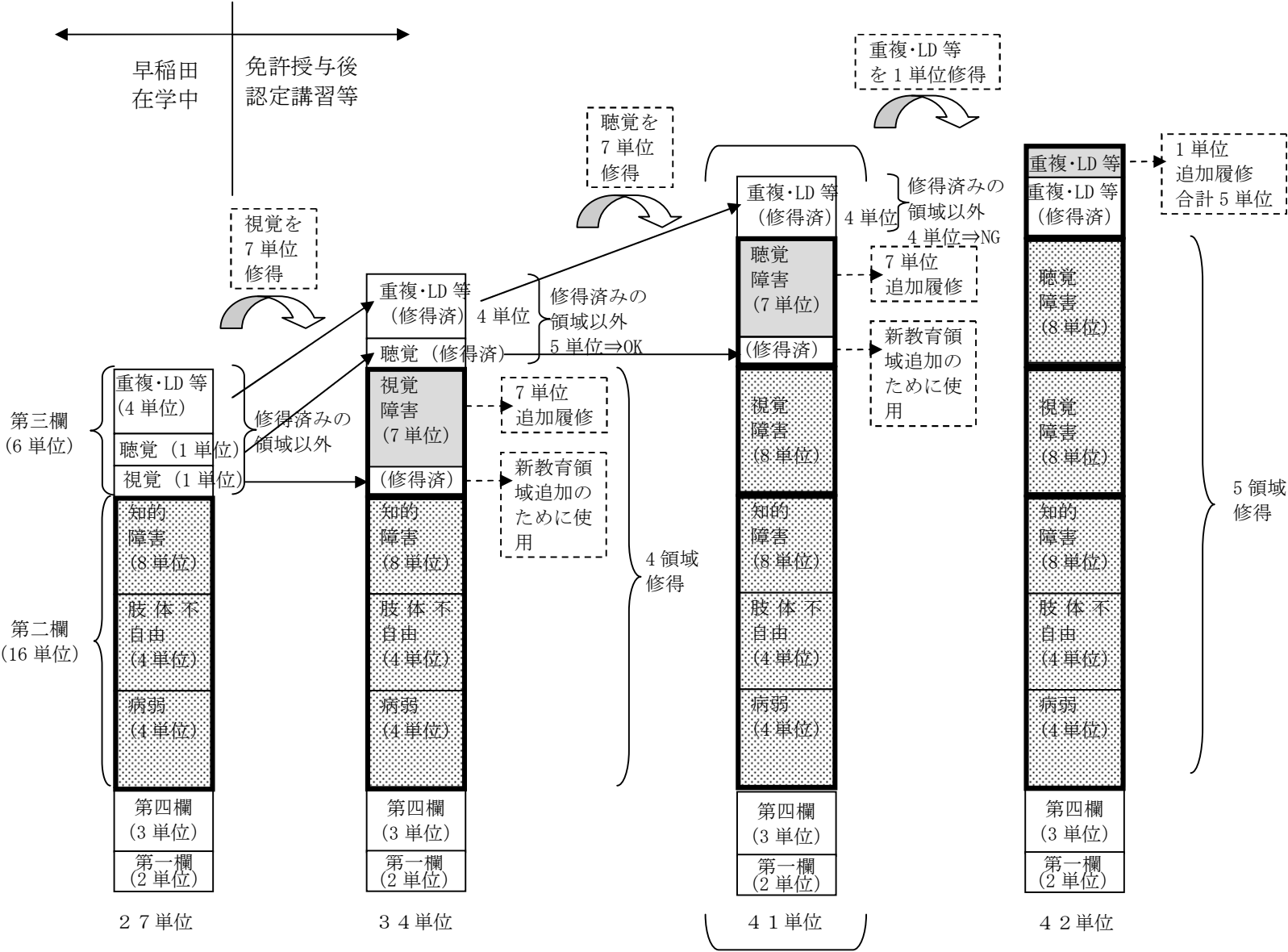
基礎資格として、小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教諭の普通免許を持っていること。
○は専門選択科目、◇は教職課程科目

免許法施行規則に規定された科目		[①必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数	履修方法	領域	[①選択科目]	単位数
特殊教育に関する科目	第一欄：特別支援教育の基礎理論に関する科目	○障害者教育原論（障害者・障害児心理学）	2	必修		◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018 年度廃止	2
	第二欄：特別支援教育領域に関する科目	○発達障害者の心理・生理・病理（障害者・障害児心理学）	2	必修	知的障害者		
		○肢体不自由者の心理・生理・病理Ⅰ	2	1科目選択必修	肢体不自由者		
		○肢体不自由者の心理・生理・病理Ⅱ	2		肢体不自由者		
		○病弱者の心理・生理・病理	2	全科目必修	病弱者		
		○発達障害者教育	2		知的障害者		
		○肢体不自由者教育	2		肢体不自由者		
		○病弱者教育	2		病弱者		
	第三欄：免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	○知的障害教育論Ⅰ	2		知的障害者		
		○知的障害教育論Ⅱ	2		知的障害者		
		○特別支援教育総論Ⅱ（旧：障害児教育総論Ⅱ）	1 (1)	全科目必修	視覚障害者		
		○特別支援教育総論Ⅲ（旧：障害児教育総論Ⅲ）	1 (1)		聴覚障害者		
		○重複障害・LD 等教育総論	2		重複・LD 等領域		
		○特別支援教育総論Ⅰ（旧：障害児教育総論Ⅰ）	2 (2)		重複・LD 等領域		
	第四欄：心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	○特別支援学校実習※	3	必修			
[①必修科目] 合計単位数 27 単位							

※「特別支援学校実習」は特別支援学校での教育実習（2 週間）となります。実習先は大学から東京都教育委員会に受け入れ申請することで決定します。
特別支援学校での教育実習実施希望者は、2019 年 6 月 18 日（火）～8 月 20 日（火）の期間に、以下方法で教育実習に関する事前登録をしてください。事前登録用 URL については教職支援センターHP でご案内します。
なお、実習先の発表は 12 月中旬に掲示・MyWaseda にて予定しています。

【特別支援学校免許状 他領域（視覚障害、聴覚障害領域）の修得方法について】

早稲田大学では、「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の3領域について修得することが可能です。それ以外の「視覚障害」「聴覚障害」の領域については、免許授与後、認定講習などを利用して、各領域の単位数を8単位にする（7単位追加）ことにより、その他教育領域を修得できます。ただし、修得済の領域以外の単位については、最低5単位を修得する必要があります。



早稲田大学では、カリキュラムに従って科目を履修すると、知的障害、肢体不自由、病弱の3領域について修得が可能です。

視覚（聴覚）障害の領域についても修得を希望する場合、他大学で行われる認定講習などで不足分の7単位を履修します。その際、修得済みの領域以外の部分で最低5単位が必要です（今回、重複・LD等領域と聴覚（視覚）領域を合わせると5単位のため、条件をクリアしています）

さらに、聴覚（視覚）障害の領域についても修得を希望する場合、同様に他大学で行われる認定講習などで不足分の7単位を履修します。その際、修得済みの領域以外の部分で最低5単位が必要です。不足する1単位を重複・LD等領域から履修する必要があります。（既に履修し終わった4領域の科目を新たに履修しても、その領域の単位に加算されることになり、「修得した領域以外で5単位が必要」との条件は満たしません）

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学学科・教育学専修……免許教科

中学 1 種「社会」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▼：教育学部共通科目

□：教育学専修 専門選択科目（副選択）

■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択）

<教科に関する科目>

免許法施行規則に規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)		単位数	履修方法	〔②選択科目〕		単位数
教科に関する科目	日本史及び外国史	■日本史Ⅰ		2	全科目必修	●日本教育史Ⅱ		2
		■日本史Ⅱ		2		●西洋教育史Ⅱ		2
		■外国史Ⅰ		2		○日本教育史研究Ⅰ		2
		■外国史Ⅱ		2		○日本教育史研究Ⅱ		2
	地理学 (地誌を含む。)	■地理Ⅰ		2		■外国史Ⅲ		2
		■地理Ⅱ		2		■地理Ⅲ		2
		■地誌Ⅰ		2		■地誌Ⅱ		2
	「法学、政治学」	□法学		2		1科目必修		
	「社会学、経済学」	□政治学Ⅰ		2				
		□政治学Ⅱ		2				
「哲学、倫理学、宗教学」		□社会学(教職)		2	1科目必修	●教育社会学		2
	□経済学Ⅰ		2	○教育社会学テーマ研究		2		
	□経済学Ⅱ		2	○学校教育活動論		2		
	A	○哲学研究	4	A～C群から 1科目群必修		●教育哲学		2
	B	○倫理学概論	4			○教育哲学研究1		2
C	○宗教研究Ⅰ	2	○教育哲学研究2		2			
	○宗教研究Ⅱ	2	○教育思想研究1 (旧：教育思想研究)		2 (2)			
		〔①必修科目〕 合計単位数 22 単位						

<教職に関する科目（必修）>

免許法施行規則に規定された科目		[③必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数	履修方法
教職に関する科目（必修）	第二欄 教育の意義等に関する科目	◇教職概論（中・高）	2	全科目必修 ※1～6を合わせて参照すること。
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	●教育学概論Ⅰ ※1 ●教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ） ※1 ●教育心理学概説Ⅰ ※2 ●教育心理学概説Ⅱ ※2	2 2 2 2	
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論 ※3 ◇社会科教育法Ⅰ ◇社会科教育法Ⅱ ◇社会科教育法Ⅲ ◇道德教育論（中・高） ◇特別活動論（中・高）2019年度以降取得※4 (◇特別活動論（中・高）) 2018年度以前取得※4 ●教育方法学 ※5	2 2 2 2 2 1 (2) 2	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	◇生徒理解と教育相談（中・高） ◇生徒指導・進路指導論（中・高）	2 2	
	第五欄 教育実習	◇教育実習演習（3週間）※6	5	
	第六欄 教職実践演習	◇教職実践演習（中・高）	2	
[③必修科目] 合計単位数 34 単位又は 35 単位				

※1「教育学概論Ⅰ」「教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ）」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論Ⅰ」「教育制度総論（旧：教育基礎総論Ⅱ）」の履修は不要です。

※2「教育心理学概説Ⅰ」「教育心理学概説Ⅱ」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。

※3 2014年度より「教育課程論」が教員免許状取得の要件として「教育課程編成論」と同等に扱われることになりました。
2014年度以降に「教育課程論」の単位を修得した場合、教職課程科目「教育課程編成論」の履修は不要です。

※4 特別活動論（中・高）は2019年度より、単位数が2単位から1単位に変更になりました。

※5「教育方法学」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育方法・技術論（旧：教育方法研究）」の履修は不要です。
※6 3週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3週間）」を、2週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3週間）」のみを登録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に2単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各2単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※	1単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法4	2単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※	1単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2単位

※ 教育職員免許法改正法による新設科目

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	[⑤必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	[⑥選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目	◇介護体験実習講義	中学校の免許取得には必修	2	◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4

中学校免許：[⑤必修科目] 合計単位数 2単位

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ②・④・⑥ 合計で59単位以上
--

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学科・教育学専修……免許教科

高校 1 種「地理歴史」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▽：教育学部共通科目

□：教育学専修 専門選択科目（副選択）

■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択） △：社会科設置科目

<教科に関する科目>

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選 択 科 目〕	単 位 数
教科に関する科目	日本史	■日本史Ⅰ ■日本史Ⅱ	2 2	全科目 必修	●日本教育史Ⅰ ●日本教育史Ⅱ ○日本教育史研究Ⅰ ○日本教育史研究Ⅱ	2 2 2 2
	外国史	■外国史Ⅰ ■外国史Ⅱ ■外国史Ⅲ	2 2 2		●西洋教育史Ⅰ ●西洋教育史Ⅱ ○科学思想史Ⅰ ○科学思想史Ⅱ △東洋史研究（中世）Ⅰ △東洋史研究（中世）Ⅱ	2 2 2 2 2 2
	人文地理学及び 自然地理学	■地理Ⅰ ■地理Ⅱ ■地理Ⅲ	2 2 2		○文化人類学研究Ⅰ ○文化人類学研究Ⅱ (旧：文化人類学)	2 2 (4)
	地誌	■地誌Ⅰ ■地誌Ⅱ	2 2			
			〔①必修科目〕 合計単位数 20 単位			

<教職に関する科目（必修）>

免許法施行規則に 規定された科目			[③必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法
教職に関する科目 (必修)	第二欄	教職の意義等に関する科目	◇教職概論（中・高）	2	全科目 必修 ※1～6を 合わせて 参照する こと。
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	●教育学概論Ⅰ ※1 ●教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ） ※1 ●教育心理学概説Ⅰ ※2 ●教育心理学概説Ⅱ ※2	2 2 2 2	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する 科目	●教育課程論 ※3 ◇地理歴史科教育法 1 ◇地理歴史科教育法 2 ◇特別活動論（中・高）2019 年度以降取得※4 （◇特別活動論（中・高））2018 年度以前取得※4 ●教育方法学 ※5	2 2 2 1 (2) 2	
		生徒指導、教育相談及び進路 指導等に関する科目	◇生徒理解と教育相談（中・高） ◇生徒指導・進路指導論（中・高）	2 2	
	第五欄	教育実習	◇教育実習演習（2 週間） ※6	3	
	第六欄	教職実践演習	◇教職実践演習（中・高）	2	
				[③必修科目] 合計単位数 28 単位又は 29 単位	

※1「教育学概論Ⅰ」「教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ）」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論Ⅰ」「教育制度総論（旧：教育基礎総論Ⅱ）」の履修は不要です。

※2「教育心理学概説Ⅰ」「教育心理学概説Ⅱ」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。

※3 2014 年度より「教育課程論」が教員免許状取得の要件として「教育課程編成論」と同等に扱われることになりました。
2014 年度以降に「教育課程論」の単位を修得した場合、教職課程科目「教育課程編成論」の履修は不要です。

※4 特別活動論（中・高）は 2019 年度より、単位数が 2 単位から 1 単位に変更になりました。

※5「教育方法学」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育方法・技術論（旧：教育方法研究）」の履修は不要です。

※6 3 週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3 週間）」を、2 週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2 週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3 週間）」のみを登

録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に2単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各2単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※1	1単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法3※2：2018年度以前取得 ◇社会科教育法4※2：2018年度以前取得	各2単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※1	1単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2単位
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳の指導法	◇道徳教育論（中・高）	2単位

※1 教育職員免許法改正法による新設科目

※2 2018年度までの単位取得に限り、高校1種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019年度からは文部科学省の指導により、高校1種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	[⑤必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	[⑥選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目				◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇介護体験実習講義	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ②・④・⑥ 合計で59単位以上

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学科・教育学専修……免許教科

高校 1 種「公民」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▽：教育学部共通科目

□：教育学専修 専門選択科目（副選択）

■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択）

<教科に関する科目>

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)		単位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単位 数	
教科に関する科目	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	A	□法律学	2	A～B群から 1科目群必修	○教育法研究	2	
		B	□政治学Ⅰ □政治学Ⅱ	2 2				
	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	A	□社会学(教職)	2	A～B群から 1科目群必修	●教育社会学 ○教育社会学テーマ研究 ○学校教育活動論	2 2 2	
		B	□経済学Ⅰ □経済学Ⅱ	2 2				
	「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	A	○哲学研究	4	A～C群から 1科目群必修	●教育哲学 ○教育哲学研究 1 ○教育哲学研究 2 ○教育思想研究 1 (旧：教育思想研究) ○教育思想研究 2 ○社会心理学特論Ⅰ(産業・ 組織心理学) ※ (旧：社会心理学特論Ⅰ) ○臨床心理学特論Ⅰ(精神疾 患とその治療) (旧：臨床心理学特論Ⅰ)	2 2 2 2 (2) 2 (4) 4	
		B	○倫理学概論	4				
		C	○宗教研究Ⅰ ○宗教研究Ⅱ	2 2				
〔①必修科目〕合計単位数 8～12 単位								
〔①必修科目〕と〔②選択科目〕合計で 20 単位以上								

※ 「社会心理学特論Ⅰ(産業・組織心理学)」は、2018年度までの取得に限ります。2019年度以降に取得した単位は、教員免許の単位として使用できません。

<教職に関する科目(必修)>

免許法施行規則に 規定された科目			〔③必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)		単位 数	履修方法
教職に関する科目(必修)	第二欄	教職の意義等に関する科目	◇教職概論(中・高)		2	全科目 必修 ※1～6を 合わせて 参照する こと。
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	●教育学概論Ⅰ ※1		2	
			●教育制度概論(旧：教育学概論Ⅱ) ※1		2	
			●教育心理学概説Ⅰ ※2		2	
			●教育心理学概説Ⅱ ※2		2	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論 ※3		2	
			◇公民科教育法 1		2	
			◇公民科教育法 2		2	
			◇特別活動論(中・高) 2019年度以降取得※4 (◇特別活動論(中・高)) 2018年度以前取得※4		1 (2)	
	第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●教育方法学 ※5		2	
			◇生徒理解と教育相談(中・高)		2	
	第六欄	教育実習	◇生徒指導・進路指導論(中・高)		2	
			◇教育実習演習(2週間) ※6		3	
	第六欄	教職実践演習	◇教職実践演習(中・高)		2	
			〔③必修科目〕 合計単位数 28 単位又は 29 単位			

※1「教育学概論Ⅰ」「教育制度概論(旧：教育学概論Ⅱ)」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論1」「教育制度総論(旧：教育基礎総論2)」の履修は不要です。

※2「教育心理学概説Ⅰ」「教育心理学概説Ⅱ」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。

※3 2014年度より「教育課程論」が教員免許状取得の要件として「教育課程編成論」と同等に扱われることになりました。

2014 年度以降に「教育課程論」の単位を修得した場合、教職課程科目「教育課程編成論」の履修は不要です。

※4 特別活動論（中・高）は 2019 年度より、単位数が 2 単位から 1 単位に変更になりました。

※5 「教育方法学」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育方法・技術論（旧：教育方法研究）」の履修は不要です。

※6 3 週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3 週間）」を、2 週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2 週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3 週間）」のみを登録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に 2 単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各 2 単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※1	1 単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法 3 ※2：2018 年度以前取得 ◇社会科教育法 4 ※2：2018 年度以前取得	各 2 単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※1	1 単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2 単位
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳の指導法	◇道徳教育論（中・高）	2 単位

※1 教育職員免許法改正法による新設科目

※2 2018 年度までの単位取得に限り、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019 年度からは文部科学省の指導により、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	[⑤必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	[⑥選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目				◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018 年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇介護体験実習講義	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ②・④・⑥ 合計で 59 単位以上

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学科・生涯教育学専修……免許教科

中学 1 種「社会」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▽：教育学部共通科目

□：教育学専修 専門選択科目（副選択）

■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択）

<教科に関する科目>

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選 択 科 目〕	単 位 数
教科に関する科目	日本史及び 外国史	■日本史Ⅰ ■日本史Ⅱ ■外国史Ⅰ ■外国史Ⅱ	2 2 2 2	全科目 必修	●社会教育史Ⅰ(旧：社会教育史) ●社会教育史Ⅱ(旧：社会教育史) ■外国史Ⅲ	2 2 2
	地理学 (地誌を含む。)	■地理Ⅰ ■地理Ⅱ ■地誌Ⅰ	2 2 2		■地理Ⅲ ■地誌Ⅱ	2 2
	「法律学、政治学」	□法律学 □政治学Ⅰ □政治学Ⅱ	2 2 2	1科目 必修		
	「社会学、経済学」	□社会学(教職) □経済学Ⅰ □経済学Ⅱ	2 2 2	1科目 必修	●教育社会学	2
	「哲学、倫理学、宗教学」	A ○哲学研究	4	A～C群 から1科群 必修	○教育思想研究1 (旧：教育思想研究) ○教育思想研究2	2 (2) 2
		B ○倫理学概論	4			
		C ○宗教研究Ⅰ ○宗教研究Ⅱ (旧：宗教研究)	2 2 (4)			
			〔①必修科目〕 合計単位数 22 単位			

<教職に関する科目(必修)>

免許法施行規則に 規定された科目			[③必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法
教職に関する科目 (必修)	第二欄	教職の意義等に関する科目	◇教職概論(中・高)	2	全科目 必修 ※1～5を 合わせて 参照する こと。
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	●教育学概論Ⅰ ※1 ●教育の制度と経営(旧：教育学概論Ⅱ) ※1 ○教育心理学概説Ⅰ ※2 ○教育心理学概説Ⅱ ※2	2 2 2 2	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	◇教育課程編成論(中・高) ◇社会科教育法1 ◇社会科教育法2 ◇社会科教育法3 ○道徳教育の理論と実践(旧：道徳教育研究) ※3 ◇特別活動論(中・高) 2019年度以降取得 ※4 (◇特別活動論(中・高)) 2018年度以前取得 ※4 ◇教育方法・技術論(中・高) (旧：教育方法研究(中・高))	1 2 2 2 2 1 (2) 2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等 に関する科目	◇生徒理解と教育相談(中・高) ◇生徒指導・進路指導論(中・高)	2 2	
	第五欄	教育実習	◇教育実習演習(3週間) ※5	5	
	第六欄	教職実践演習	◇教職実践演習(中・高)	2	
	[③必修科目] 合計単位数 33 単位又は 34 単位				

※1 「教育学概論Ⅰ」「教育の制度と経営(旧：教育学概論Ⅱ)」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論1」「教育制度総論(旧：教育基礎総論2)」の履修は不要です。

※2 「教育心理学概説Ⅰ」「教育心理学概説Ⅱ」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。

※3 「道徳教育の理論と実践(旧：道徳教育研究)」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「道徳教育論」の履修は不要です。

- ※4 特別活動論（中・高）は2019年度より、単位数が2単位から1単位に変更になりました。
- ※5 3週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3週間）」を、2週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3週間）」のみを登録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に2単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			〔④選 択 科 目〕 （左に対応する本学部設置科目）	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各2単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※	1単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法4	2単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※	1単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2単位

※ 教育職員免許法改正法による新設科目

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	〔⑤必修科目〕 （左に対応する本学部設置科目）	履修方法	単位数	〔⑥選 択 科 目〕	単位数
教科又は教職に関する科目	◇介護体験実習講義	中学校の免許取得には必修	2	◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4
中学校免許：〔⑤必修科目〕合計単位数 2単位					

〔必修科目〕 ①・③・⑤ 及び 〔選択科目〕 ②・④・⑥ 合計で59単位以上
--

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法
教育学科・生涯教育学専修……免許教科 高校 1 種「地理歴史」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▽：教育学部共通科目
□：教育学専修 専門選択科目（副選択）
■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択） △：社会科設置科目

＜教科に関する科目＞

免許法施行規則に 規定された科目		[①必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	[②選 択 科 目]	単 位 数
教科に関する科目	日本史	■日本史Ⅰ ■日本史Ⅱ	2 2	全科目 必修	●社会教育史Ⅰ（旧：社会教育史）	2
					●社会教育史Ⅱ（旧：社会教育史）	2
					○女性史	2
	外国史	■外国史Ⅰ ■外国史Ⅱ ■外国史Ⅲ	2 2 2		○科学思想史Ⅰ	2
					○科学思想史Ⅱ	2
人文地理学及び 自然地理学		■地理Ⅰ ■地理Ⅱ ■地理Ⅲ	2 2 2		△東洋史研究（中世）Ⅰ	2
					△東洋史研究（中世）Ⅱ	2
地誌		■地誌Ⅰ ■地誌Ⅱ	2 2		○文化人類学研究Ⅰ	2
					○文化人類学研究Ⅱ （旧：文化人類学）	2 (4)
[①必修科目] 合計単位数 20 単位						

＜教職に関する科目（必修）＞

免許法施行規則に 規定された科目			〔③必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法
教職に関する科目（必修）	第二欄	教職の意義等に関する科目	◇教職概論（中・高）	2	全科目 必修 ※1～4 を 合わせて 参照する こと。
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	●教育学概論Ⅰ ※1	2	
			●教育の制度と経営（旧：教育学概論Ⅱ） ※1	2	
			○教育心理学概説Ⅰ ※2	2	
			○教育心理学概説Ⅱ ※2	2	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	◇教育課程編成論（中・高）	1	
			◇地理歴史科教育法 1	2	
◇地理歴史科教育法 2			2		
第五欄	教育実習	◇教育実習演習（2週間） ※4	3		
		◇教職実践演習（中・高）	2		
			〔③必修科目〕 合計単位数 27 単位又は 28 単位		

※1 「教育学概論Ⅰ」「教育の制度と経営（旧：教育学概論Ⅱ）」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論 1」「教育制度総論（旧：教育基礎総論 2）」の履修は不要です。
※2 「教育心理学概説Ⅰ」「教育心理学概説Ⅱ」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。
※3 特別活動論（中・高）は 2019 年度より、単位数が 2 単位から 1 単位に変更になりました。
※4 3 週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3 週間）」を、2 週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2 週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3 週間）」のみを登録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に 2 単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各 2 単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※1	1 単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法 3 ※2：2018 年度以前取得 ◇社会科教育法 4 ※2：2018 年度以前取得	各 2 単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※1	1 単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2 単位
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳の指導法	○道徳教育の理論と実践（旧：道徳教育研究）	2 単位

※1 教育職員免許法改正法による新設科目

※2 2018 年度までの単位取得に限り、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019 年度からは文部科学省の指導により、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	[⑤必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	[⑥選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目				◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018 年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇介護体験実習講義	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ②・④・⑥ 合計で 59 単位以上

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学科・生涯教育学専修……免許教科

高校 1 種「公民」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▼：教育学部共通科目

□：教育学専修 専門選択科目（副選択）

■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択）

<教科に関する科目>

免許法施行規則に規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)		単位数	履修方法	〔②選択科目〕	単位数
教科に関する科目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	A □法律学		2	A～B群から 1科目群必修	○行政学Ⅰ	2
		B □政治学Ⅰ		2		○行政学Ⅱ	2
		□政治学Ⅱ		2		○社会教育行財政Ⅰ	2
				○社会教育行財政Ⅱ		2	
					(旧：社会教育行財政)	(4)	
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	A □社会学（教職）		2	A～B群から 1科目群必修	●教育社会学	2
		B □経済学Ⅰ		2			
		□経済学Ⅱ		2			
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	A ○哲学研究		4	A～C群から 1科目群必修	○教育思想研究Ⅰ	2
		B ○倫理学概論		4		(旧：教育思想研究)	(2)
C ○宗教研究Ⅰ			2	○教育思想研究Ⅱ		2	
○宗教研究Ⅱ		2	○教育思想研究Ⅱ（2011年度から廃止）	(2)			
		(旧：宗教研究)	(4)		○臨床心理学特論Ⅰ（精神疾患とその治療）	4	
					(旧：臨床心理学特論Ⅰ)		
〔①必修科目〕 合計単位数 8～12 単位							
〔①必修科目〕 と 〔②選択科目〕 合計で 20 単位以上							

<教職に関する科目（必修）>

免許法施行規則に 規定された科目			〔③必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法
教職に関する科目（必修）	第二欄	教職の意義等に関する科目	◇教職概論（中・高）	2	全科目 必修 ※1～4 を 合わせて 参照する こと。
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	●教育学概論Ⅰ ※1	2	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	●教育の制度と経営（旧：教育学概論Ⅱ） ※1	2	
			○教育心理学概説Ⅰ ※2	2	
			○教育心理学概説Ⅱ ※2	2	
			◇教育課程編成論（中・高）	1	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等 に関する科目	◇公民科教育法 1	2		
		◇公民科教育法 2	2		
◇特別活動論（中・高）2019 年度以降取得※3 （◇特別活動論（中・高））2018 年度以前取得※3 ◇教育方法・技術論（中・高） （旧：教育方法研究（中・高））		1 (2) 2			
第五欄	教育実習	◇教育実習演習（2 週間） ※4	3		
第六欄	教職実践演習	◇教職実践演習（中・高）	2		
			〔③必修科目〕 合計単位数 27 単位又は 28 単位		

※1 「教育学概論Ⅰ」「教育の制度と経営（旧：教育学概論Ⅱ）」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論Ⅰ」「教育制度総論（旧：教育基礎総論Ⅱ）」の履修は不要です。

※2 「教育心理学概説Ⅰ」「教育心理学概説Ⅱ」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。

※3 特別活動論（中・高）は 2019 年度より、単位数が 2 単位から 1 単位に変更になりました。

※4 3 週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3 週間）」を、2 週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2 週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3 週間）」のみを登録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に 2 単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各 2 単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※1	1 単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法 3 ※2：2018 年度以前取得 ◇社会科教育法 4 ※2：2018 年度以前取得	各 2 単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※1	1 単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2 単位
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳の指導法	○道徳教育の理論と実践（旧：道徳教育研究）	2 単位

※1 教育職員免許法改正法による新設科目

※2 2018 年度までの単位取得に限り、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019 年度からは文部科学省の指導により、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	[⑤必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	[⑥選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目				◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018 年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇介護体験実習講義	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ②・④・⑥ 合計で 59 単位以上

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学科・教育心理学専修……免許教科

中学 1 種「社会」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▽：教育学部共通科目

□：教育心理学専修 専門選択科目（副選択）

■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択）

<教科に関する科目>

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単 位 数
教科に関する科目	日本史及び 外国史	■日本史Ⅰ ■日本史Ⅱ ■外国史Ⅰ ■外国史Ⅱ	2 2 2 2	全科目 必修	■外国史Ⅲ	2
	地理学 (地誌を含む。)	■地理Ⅰ ■地理Ⅱ ■地誌Ⅰ	2 2 2		■地理Ⅲ ■地誌Ⅱ	2 2
	「法律学、 政治学」	□法律学 □政治学Ⅰ □政治学Ⅱ	2 2 2			
	「社会学、 経済学」	□社会学(教職) □経済学Ⅰ □経済学Ⅱ	2 2 2	1科目 必修	●社会心理学概論(社会・集 団・家族心理学)※	4
	「哲学、 倫理学、 宗教学」	A ○哲学研究	4	A～C群から 1科目群必修		
		B ○倫理学概論	4			
		C ○宗教研究Ⅰ ○宗教研究Ⅱ (旧：宗教研究)	2 2 (4)			
			〔①必修科目〕 合計単位数 22 単位			

※ 「社会心理学概論(社会・集団・家族心理学)」は、2019年度以降の単位取得に限ります。

2018年度以前に取得した単位は、教員免許の単位として使用できません。

<教職に関する科目(必修)> ※1～5を合わせて参照すること。

免許法施行規則に 規定された科目			〔③必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単位 数	履修方法	
教職に関する科目 (必修)	第二欄	教職の意義等に関する科目	◇教職概論(中・高)	2	全科目 必修	
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	○教育学概論Ⅰ ※1 ○教育制度概論(旧:教育学概論Ⅱ) ※1 ●教育心理学概論 ※2	2 2 4		
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	◇教育課程編成論(中・高) ◇社会科教育法 1 ◇社会科教育法 2 ◇社会科教育法 3 ◇道徳教育論(中・高) ◇特別活動論(中・高) 2019 年度以降取得※3 (◇特別活動論(中・高)) 2018 年度以前取得※3 ◇教育方法・技術論(中・高) (旧:教育方法研究(中・高))	1 2 2 2 2 1 (2) 2		
		生徒指導、教育相談及び進路指導 等に関する科目 ※4	A ●学校心理学(教育相談・生徒指導・進路指 導の理論と方法) ※2014 年度～2017 年度取得に限る。 B ●教育・学校心理学 ※2018 年度取得に限る。 C ●教育相談及び生徒・進路指導論(教育・学 校心理学)	(4) (4) 4		A～C群か ら 1 科目必 修
	第五欄	教育実習	◇教育実習演習(3 週間)※5	5	全科目 必修	
	第六欄	教職実践演習	◇教職実践演習(中・高)	2		
				〔③必修科目〕 合計単位数 33 単位又は 34 単位		

- ※1「教育学概論Ⅰ」「教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ）」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論1」「教育制度総論（旧：教育基礎総論2）」の履修は不要です。
- ※2「教育心理学概論」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。
- ※3 特別活動論（中・高）は2019年度より、単位数が2単位から1単位に変更になりました。
- ※4 A～Cのいずれかの単位を修得済みの場合、教職課程科目「生徒指導・進路指導論」および「生徒理解と教育相談」の履修は不要です。
- ※5 3週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3週間）」を、2週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3週間）」のみを登録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に2単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各 2 単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※	1 単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法 4	2 単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※	1 単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2 単位

※ 教育職員免許法改正法による新設科目

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	[⑤必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	[⑥選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目	◇介護体験実習講義	中学校の免許取得には必修	2	◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4
中学校免許：[⑤必修科目] 合計単位数 2 単位					

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ②・④・⑥ 合計で 59 単位以上
--

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学科・教育心理学専修……免許教科

高校 1 種「地理歴史」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▽：教育学部共通科目
 □：教育心理学専修 専門選択科目（副選択）
 ■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択） △：社会科設置科目

<教科に関する科目>

免許法施行規則に規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単位数	履修方法	〔②選択科目〕	単位数	
教科に関する科目	日本史	■日本史Ⅰ ■日本史Ⅱ	2 2	全科目必修			
	外国史	■外国史Ⅰ ■外国史Ⅱ ■外国史Ⅲ	2 2 2		△東洋史研究（中世）Ⅰ △東洋史研究（中世）Ⅱ	2 2	
	人文地理学及び 自然地理学	■地理Ⅰ ■地理Ⅱ ■地理Ⅲ	2 2 2				
	地誌	■地誌Ⅰ ■地誌Ⅱ	2 2				
	〔①必修科目〕 合計単位数 20 単位						

<教職に関する科目（必修）> ※1～5 を合わせて参照すること。

免許法施行規則に規定された科目			[③必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数	履修方法
教職に関する科目（必修）	第二欄	教職の意義等に関する科目	◇教職概論（中・高）	2	全科目必修
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	○教育学概論Ⅰ ※1 ○教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ） ※1 ●教育心理学概論 ※2	2 2 4	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	◇教育課程編成論（中・高） ◇地理歴史科教育法 1 ◇地理歴史科教育法 2 ◇特別活動論（中・高）2019 年度以降取得※3 （◇特別活動論（中・高））2018 年度以前取得※3 ◇教育方法・技術論（中・高） （旧：教育方法研究（中・高））	1 2 2 1 (2) 2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ※4	A ●学校心理学（教育相談・生徒指導・進路指導の理論と方法） ※2014 年度～2017 年度取得に限る。 B ●教育・学校心理学 ※2018 年度取得に限る。 C ●教育相談及び生徒・進路指導論（教育・学校心理学）	(4) (4) 4	
	第五欄	教育実習	◇教育実習演習（2 週間）※5	3	全科目必修
	第六欄	教職実践演習	◇教職実践演習（中・高）	2	
	[③必修科目] 合計単位数 27 単位又は 28 単位				

※1「教育学概論Ⅰ」「教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ）」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論 1」「教育制度総論（旧：教育基礎総論 2）」の履修は不要です。

※2「教育心理学概論」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。

※3 特別活動論（中・高）は 2019 年度より、単位数が 2 単位から 1 単位に変更になりました。

※4 A～C のいずれかの単位を修得済みの場合、教職課程科目「生徒指導・進路指導論」および「生徒理解と教育相談」の履修は不要です。

※5 3 週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3 週間）」を、2 週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2 週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3 週間）」のみを登録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に 2 単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各 2 単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※1	1 単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法 3 ※2：2018 年度以前取得 ◇社会科教育法 4 ※2：2018 年度以前取得	各 2 単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※1	1 単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2 単位
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳の指導法	◇道徳教育論（中・高）	2 単位

※1 教育職員免許法改正法による新設科目

※2 2018 年度までの単位取得に限り、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019 年度からは文部科学省の指導により、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	[⑤必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	[⑥選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目				◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018 年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇介護体験実習講義	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ②・④・⑥ 合計で 59 単位以上

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学科・教育心理学専修……免許教科

高校 1 種「公民」

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▽：教育学部共通科目

□：教育心理学専修 専門選択科目（副選択）

■：生涯教育学専修 専門選択科目（選択）

＜教科に関する科目＞

免許法施行規則に規定された科目		〔①必修科目〕 （左に対応する本学部設置科目）		単位数	履修方法	〔②選択科目〕	単位数
教科に関する科目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	A	□法律学	2	A～B群から 1科目群必修		
		B	□政治学Ⅰ □政治学Ⅱ	2 2			
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	A	□社会学（教職）	2	A～B群から 1科目群必修。	●社会心理学概論（社会・ 集団・家族心理学） （旧：社会心理学概論）	4
		B	□経済学Ⅰ □経済学Ⅱ	2 2			
	「哲学、倫理学、宗 教学、心理学」	A	○哲学研究	4	A～C群から 1科目群必修	○社会心理学特論Ⅰ（産 業・組織心理学） ※1 （旧：社会心理学特論Ⅰ） ○心理学概論Ⅰ※2 ○心理学概論Ⅱ（感情・人 格心理学）※2 ○臨床心理学特論Ⅰ（精神 疾患とその治療） （旧：臨床心理学特論Ⅰ）	(4) 4 4 4
		B	○倫理学概論	4			
		C	○宗教研究Ⅰ ○宗教研究Ⅱ （旧：宗教研究）	2 2 (4)			
			〔①必修科目〕 合計単位数 8～12 単位				
			〔①必修科目〕と〔②選択科目〕 合計で 20 単位以上				

※1 「社会心理学特論Ⅰ（産業・組織心理学）」は、2018年度までの単位取得に限ります。2019年度以降に取得した単位は、教員免許の単位として使用できません。

※2 「心理学概論Ⅰ」「心理学概論Ⅱ（感情・人格心理学）」は、2019年度以降の単位取得に限ります。2018年度以前に取得した単位は、教員免許の単位として使用できません。

＜教職に関する科目（必修）＞ ※1～5 を合わせて参照すること。

免許法施行規則に 規定された科目			〔③必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)		単 位 数	履修方法
教職に関する科目 (必修)	第二欄	教職の意義等に関する科目	◇教職概論（中・高）		2	全科目 必修
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	○教育学概論Ⅰ ※1		2	
			○教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ） ※1		2	
			●教育心理学概論 ※2		4	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	◇教育課程編成論（中・高）		1	
			◇公民科教育法 1		2	
			◇公民科教育法 2		2	
			◇特別活動論（中・高）2019 年度以降取得※3 （◇特別活動論（中・高））2018 年度以前取得※3		1 (2)	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等 に関する科目 ※4	◇教育方法・技術論（中・高） （旧：教育方法研究（中・高））		2	
A			●学校心理学（教育相談・生徒指導・進路指 導の理論と方法） ※2014 年度～2017 年度取得に限る。	(4)	A～C 群か ら 1 科目必 修	
B			●教育・学校心理学 ※2018 年度取得に限る。	(4)		
	C	●教育相談及び生徒・進路指導論（教育・学 校心理学）	4			
第五欄	教育実習	◇教育実習演習（2 週間）※5		3	全科目	
第六欄	教職実践演習	◇教職実践演習（中・高）		2	必修	
			〔③必修科目〕 合計単位数 27 単位又は 28 単位			

- ※1「教育学概論Ⅰ」「教育制度概論（旧：教育学概論Ⅱ）」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育基礎総論Ⅰ」「教育制度総論（旧：教育基礎総論Ⅱ）」の履修は不要です。
- ※2「教育心理学概論」の単位を修得済みの場合、教職課程科目「教育心理学」の履修は不要です。
- ※3 特別活動論（中・高）は2019年度より、単位数が2単位から1単位に変更になりました。
- ※4 A～Cのいずれかの単位を修得済みの場合、教職課程科目「生徒指導・進路指導論」および「生徒理解と教育相談」の履修は不要です。
- ※5 3週間実習を行う場合は、必ず「教育実習演習（3週間）」を、2週間実習を行う場合は、「教育実習演習（2週間）」を登録してください。また、中学のみ、または中・高両免許状の取得希望者は、「教育実習演習（3週間）」のみを登録（履修）してください。（この場合、高校免許[③必修科目]の合計単位数に2単位加算されます。）

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各2単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※1	1単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇社会科教育法3 ※2：2018年度以前取得 ◇社会科教育法4 ※2：2018年度以前取得	各2単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※1	1単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2単位
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳の指導法	◇道徳教育論（中・高）	2単位

- ※1 教育職員免許法改正法による新設科目
- ※2 2018年度までの単位取得に限り、高校1種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019年度からは文部科学省の指導により、高校1種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

＜教科又は教職に関する科目＞

「教科又は教職に関する科目」には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

免許法施行規則に規定された科目	[⑤必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	[⑥選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目				◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
				◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018年度廃止	(2)
				◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
				◇人間理解基盤講座	2
				◇介護体験実習講義	2
				◇学級経営インターンシップ	4
				◇特別支援教育インターンシップ	4
				◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
				◇初等教育インターンシップ	4

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ②・④・⑥ 合計で59単位以上
--

2019 年度以降入学者は『学部要項』を確認してください。

教育職員免許状取得のための履修方法

教育学部・初等教育学専攻……免許教科

小学校 1 種

※●：専門必修科目 ○：専門選択科目 ◇：教職課程科目 ▽：教育学部共通科目

<教科に関する科目>

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選 択 科 目〕
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	○初等教科専門国語（書写を含む）	2	4 科目 8 単位 を選択必修	
	社会	○初等教科専門社会	2		
	算数	○初等教科専門算数	2		
	理科	○初等教科専門理科	2		
	生活	○初等教科専門生活	2		
	音楽	○初等教科専門音楽	2		
	図画工作	○初等教科専門図画工作	2		
	家庭	○初等教科専門家庭	2		
	体育	○初等教科専門体育	2		
		〔①必修科目〕 合計単位数 8 単位			

※文科系受験者は算数、理科を含み、理科系受験者は国語、社会を含んで選択することが望ましい。

<教職に関する科目（必修）>

免許法施行規則に 規定された科目			[③必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法
教職に関する科目（必修）	第二欄	教職の意義等に関する科目	●教職原論	2	全科目 必修
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	●初等教育学概論Ⅰ	2	
			●教育の制度と経営（小）（旧：初等教育学概論Ⅱ）	2	
			●教育心理学原論	2	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	○教育課程編成原論	1	
			●初等国語科教育法	2	
			●初等社会科教育法	2	
			●初等算数科教育法	2	
			●初等理科教育法	2	
			●初等生活科教育法	2	
			●初等音楽科教育法	2	
			●初等図画工作科教育法	2	
			●初等体育科教育法	2	
			●初等家庭科教育法	2	
			●道徳教育原論	2	
			●特別活動原論	2	
			●教育方法原論	2	
			●教育相談原論	2	
			●生徒指導・進路指導原論	2	
	第五欄	教育実習	○教育実習演習（小）	5	
	第六欄	教職実践演習	○教職実践演習（小）	2	
小学校免許：[③必修科目] 合計単位数 44 単位					

＜教職に関する科目（選択）＞

以下の科目は、「教職に関する科目」の選択科目です。修得した単位は「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます。

免許法施行規則に規定された科目			[④選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○特別支援教育原論※	2 単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	○初等英語科教育法※	2 単位
		特別活動の指導法	○総合的な学習研究原論※	2 単位

※ 教育職員免許法改正法による新設科目

＜教科又は教職に関する科目＞

免許法施行規則に規定された科目	〔⑤必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単位数	〔⑥選択科目〕	単位数	備考
教科又は教職に関する科目	◇介護体験実習講義※	必修	2	○生活科・総合的学習特論 (旧：生活科・総合的学習特論Ⅰ)	2 (2)	
				○初等自然科学教育フィールドワーク	2	
				○初等自然科学教育教材実習（2016年度から廃止）	(2)	
				○初等英語教育（2019年度から廃止）	(2)	
				○児童文学Ⅰ（なりたち）	2	
				○児童文学Ⅱ（展開） (旧：児童文学)	2 (4)	
				○国語教育史	2	
				◇学級経営インターンシップ※	4	
				◇特別支援教育インターンシップ※	4	
				◇インクルーシブ教育インターンシップ※	4	
				◇初等教育インターンシップ※	4	
				◇人間理解基盤講座※	2	
〔④必修科目〕合計単位数 2単位						

[必修科目] ①・③・⑤ 及び [選択科目] ④・⑥ 合計で 59 単位以上
--

※ 中学・高校の免許状取得における「教科又は教職に関する科目」としても使用可。

＜教育職員免許法改正による新設科目等について＞

旧課程適用者（2018 年度以前入学者）においては、専門教育科目（主選択）のうち、「初等教科専門英語」は、小学校一種免許状の単位として使用できません。誤って総単位数に数えないようご注意ください。（2018 年度までに修得した「初等英語教育」は、総単位数に積算できます。

なお、2019 年度以降に修得する「特別支援教育原論」、「初等英語科教育法」および「総合的な学習研究原論」については、旧課程適用者においても「教職に関する科目」の選択科目として総単位数に積算されます。

【小学校での教育実習の実施前提条件について】

初等教育学専攻の学生は、原則、小学校での教育実習を3年次に行います。

この教育実習に行くためには、一定の条件を満たしていなければなりません。この「条件」を、「教育実習実施前提条件」といい、3年次に教育実習に行くためには、2年次に、この「教育実習実施前提条件」を満たさなければならないこととなります。

ただし、初等教育学専攻の場合、教育実習実施前提条件の多くは必修科目と重なっており、必修を履修して単位を修得しておけば、条件の大部分を満たすことができます。しかし、自分で登録して修得しなければならない科目、手続きもありますので注意してください。

以下の条件を満たす必要があります。

- ① 実習実施前年度の教育実習ガイダンスに出席すること。
- ② 実習実施前年度の教育実習事前登録を期限内に完了していること。
- ③ 実習実施前年度までに、次の科目の単位を修得済みであること。

■2018 年度以前入学者

- 「教科に関する科目」を3科目以上修得済みであること。
- 「教職原論」「初等教育学概論Ⅰ」「教育の制度と経営(小)(旧:初等教育学概論Ⅱ)」「教育方法原論」「教育心理学原論」「教育課程編成原論」の6科目を修得済みであること。
- 「教科教育法」を4科目以上修得済みであること。
- 「特別活動原論」「道徳教育原論」「教育相談原論」「生徒指導・進路指導原論」のうち、3科目以上を修得済みであること。
- 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」のうち、2領域以上(領域ごとに2単位以上)を修得済みであること。
- 2015年度以降入学者(学士入学者および科目等履修生は除く)については、「初等教育学基礎演習Ⅰ」、「初等教育学基礎演習Ⅱ」、「初等教育学基礎演習Ⅲ」、「初等教育学基礎演習Ⅳ」の4科目を修得済みであること。

■2019 年度以降入学者

- 「教科に関する科目」を3科目以上修得済みであること。
- 「教職原論」「初等教育学概論Ⅰ」「教育の制度と経営(小)」「教育方法原論」「教育心理学原論」「特別支援教育原論」「教育課程編成原論」の7科目を修得済みであること。
- 「教科教育法」を4科目以上修得済みであること。
- 「特別活動原論」「道徳教育原論」「教育相談原論」「生徒指導・進路指導原論」のうち、3科目以上を修得済みであること。
- 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」のうち、2領域以上(領域ごとに2単位以上)を修得済みであること。
- 「初等教育学基礎演習Ⅰ」、「初等教育学基礎演習Ⅱ」、「初等教育学基礎演習Ⅲ」、「初等教育学基礎演習Ⅳ」の4科目を修得済みであること。

【教育実習演習（小）の科目登録について】

教育実習の実施時期によって登録する履修クラスが異なります。

以下を参照の上、科目登録を実施してください。なお、「実習時期」が科目登録時に「未定」の場合は、「春学期」開講クラスを登録してください。その後、実習時期が「8月～1月」に決定した場合は、至急、教育・総合科学学院事務局まで連絡をしてください。なお、実習校の都合により、「実習時期」が科目登録後に「変更」になった場合（「4月～7月」→「8月～1月」・「8月～1月」→「4月～7月」）は、至急、教育・総合科学学院事務局に連絡をしてください。

教育実習の時期	履修クラス	実習先	取得可能 免許状	科目登録時期
4月～7月の場合	春学期開講クラス（AもしくはB）※	小学校	小学校	春学期
8月～1月の場合	夏秋期開講クラス（C）			

※春学期開講クラスを履修する場合、初等教育学専攻の学生は「A」クラスを履修してください。他学科聴講による小学校免許取得者と科目等履修生は「B」クラスを履修してください。

【教職実践演習（小）の科目登録について】

教職実践演習は、自動登録ではなく、学生自身での登録が必要です。以下の区分に従い、4年次秋学期に科目登録を行ってください。

クラス名	登録対象者
Aクラス	秋学期科目登録の時点で、教員就職予定者（修士課程猶予者等を含む）
Bクラス	その他の学生

初等教育学専攻の学生の手学科聴講による他校種教科の履修方法について

初等教育学専攻の学生は、下記の科目を履修することで、中学・高校一種免を取得することが可能です。
(高校一種免のみの取得は不可)

A 教科に関する科目 下記の表をもとに、教免上の必修科目を修得

初等教育学専攻の学生が中学、高校の免許状の取得を希望する場合、その希望する教科に応じて、B群の領域を指定し、免許状に必要な必修科目を履修する必要があります。ただし、各領域には定員が設けられており、定員を超えた希望者が出た場合、選考が行われます。(B群の科目については、授業ガイドの学科目の一覧を参照してください)

希望する免許教科	B群での領域	定員(名)
国語	B-1	15名程度
社会、地歴、公民 (ただし、高校の免許である地歴、公民のみの希望は不可)	B-2	制限無し (ただし、科目登録の際に抽選に外れる可能性あり)
数学	B-3	5名程度
理科	B-4	10名程度
英語	B-5	15名程度

(注意事項)

- ・1年生終了の時点で、希望する他校種教科に対応するB群の領域(1~5)を申請してください(第2希望まで申請可)。その際、文系、理系それぞれに対する専門性を踏まえて選択してください。(高校時代に各免許教科を履修していることが望ましいです)
 - ・他校種教科の取得を希望しない学生についても、領域を指定する必要があります。
 - ・一度領域を指定したらその領域を変えることはできません。
 - ・希望する学生数が各領域の定員を超えた場合、選考が行われます。その際、他校種教科免許の取得を希望する学生を優先します。
 - ・指定した領域以外でも、個人の興味に従い他領域の科目を履修することが可能です。ただし、その場合、本属(科目設置学科)における選択科目のみ履修することが可能です。
- ※複数の免許教科を修得することは不可能ではありませんが、指定したB群の領域以外の教職科目については、必ずしもすべて履修できるとは限らないので注意してください。
- ※中学校教諭免許状取得希望者は、各教科専門科目の履修方法に従って選択することが望ましいです(配当年次に注意し、配当年次の低い科目から履修してください)。

国語

教育職員免許状取得のための履修方法

免許教科 中学1種「国語」、高校1種「国語」

◇：教職課程科目

免許法施行規則に規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単位数	履修方法	〔②選択科目〕	単位数
教科に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学 国語表現論	4 4	全科目必修		
	国文学 (国文学史を含む。)	日本文学史Ⅰ (古代) 日本文学史Ⅱ (中世) 日本文学史Ⅲ (近世) 日本文学史Ⅳ (近代)	2 2 2 2		◇新国語教育講座	2
	漢文学	中国文学基礎講読 (旧：中国文学演習Ⅰ) 中国文学基礎演習Ⅰ (旧：中国文学演習Ⅱ)	4 (4) 2 (2)			
	書道 (書写を中心とする。)	書道 (書写)	4		中学校の免許取得には必修※1	
			中学校免許：〔①必修科目〕 合計単位数 26 単位			
			高校免許：〔①必修科目〕 合計単位数 22 単位			

※1 高校免許取得の単位には積算されない。

社 会

教育職員免許状取得のための履修方法
免許教科 中学１種「社会」

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単 位 数
教科に関する科目	日本史及び 外国史	日本史Ⅰ	2	全科目 必修	日本教育史Ⅱ	2
		日本史Ⅱ	2		西洋教育史Ⅱ	2
		外国史Ⅰ	2		外国史Ⅲ	2
		外国史Ⅱ	2			
	地理学 (地誌を含む。)	地理Ⅰ	2	全科目 必修	地誌Ⅱ	2
		地理Ⅱ	2		地誌Ⅲ	2
		地誌Ⅰ	2			
	「法学、 政治学」	法学	2	1科目 必修		
		政治学Ⅰ	2			
		政治学Ⅱ	2			
	「社会学、 経済学」	社会学(教職)	2	1科目 必修	教育社会学	2
		経済学Ⅰ	2			
		経済学Ⅱ	2			
	「哲学、 倫理学、 宗教学」	A 哲学研究	4	A～C群から 1科目群必修	教育哲学	2
		B 倫理学概論	4			
		C 宗教研究Ⅰ	2			
		宗教研究Ⅱ (旧：宗教研究)	2 (4)			
		〔①必修科目〕 合計単位数 22 単位				

教育職員免許状取得のための履修方法
免許教科 高校１種「地理歴史」

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単 位 数
教科に関する科目	日本史	日本史Ⅰ	2	全科目 必修	日本教育史Ⅰ	2
		日本史Ⅱ	2		日本教育史Ⅱ	2
	外国史	外国史Ⅰ	2		西洋教育史Ⅰ	2
		外国史Ⅱ	2		西洋教育史Ⅱ	2
		外国史Ⅲ	2			
	人文地理学及び 自然地理学	地理Ⅰ	2			
		地理Ⅱ	2			
		地理Ⅲ	2			
	地誌	地誌Ⅰ	2			
地誌Ⅱ		2				
		〔①必修科目〕 合計単位数 20 単位				

教育職員免許状取得のための履修方法
免許教科 高校１種「公民」

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)		単 位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単 位 数
教科に関する科目	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	A	法律学	2	A～B群から 1科目群必修	教育法研究	2
		B	政治学Ⅰ 政治学Ⅱ	2 2			
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	A	社会学	2	A～B群から 1科目群必修	教育社会学	2
		B	経済学Ⅰ 経済学Ⅱ	2 2			
	「哲学、倫理学、宗 教学、心理学」	A	哲学研究	4	A～C群から 1科目群必修	臨床心理学特論Ⅰ（精神疾患と その治療） （旧：臨床心理学特論Ⅰ） 教育哲学	4 2
		B	倫理学概論	4			
		C	宗教研究Ⅰ 宗教研究Ⅱ （旧：宗教研究）	2 2 (4)			
			〔①必修科目〕合計単位数 8～12 単位				
	〔①必修科目〕と〔②選択科目〕合計で 20 単位以上						

数 学

教育職員免許状取得のための履修方法
免許教科 中学１種「数学」、高校１種「数学」

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)		単 位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単 位 数	
教科に関する科目	代数学	線形代数 1		4	1 科目 必修			
		代数 1		4				
	幾何学	A	幾何 1		2	A～B 群から 1 科目群必修		
			幾何 2		2			
		B	幾何 3		2			
			幾何 4		2			
	解析学	微積分 1		4	1 科目 必修			
		解析学 1		4				
		複素解析 1		4				
	「確率論・統計学」	A	統計入門		2	A～B 群から 1 科目群必修		
			統計数学		2			
		B	確率論 1		2			
			確率論 2		2			
	コンピュータ	A	情報数学 1		2	A～B 群から 1 科目群必修		
情報数学 2			2					
B		情報数学 3		2				
		情報数学 4		2				
		〔①必修科目〕 合計単位数 20 単位						

理 科

教育職員免許状取得のための履修方法
免許教科 中学 1 種「理科」

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必 修 科 目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選 択 科 目〕	単 位 数
教科に関する科目	物理学	物理学Ⅰ-1 物理学Ⅰ-2	2 2	全科目 必修	物理学Ⅱ（電磁気学）	2
	物理学実験 (コンピュータ 活用を含む。)	物理学実験Ⅰ 物理学実験Ⅱ	2 2			
	化学	化学Ⅰ	4		化学Ⅱ	4
	化学実験 (コンピュータ 活用を含む。)	化学実験Ⅰ 化学実験Ⅱ	2 2			
	生物学	生物学通論Ⅰ 生物学通論Ⅱ	2 2			
	生物学実験 (コンピュータ 活用を含む。)	生物学通論実験Ⅰ 生物学通論実験Ⅱ	1 1			
	地学	地学通論Ⅰ 地学通論Ⅱ	2 2			
	地学実験 (コンピュータ 活用を含む。)	地学通論実験Ⅰ 地学通論実験Ⅱ	1 1			
		〔①必修科目〕 合計単位数 28 単位				

教育職員免許状取得のための履修方法
免許教科 高校 1 種「理科」

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単 位 数
教科に関する科目	物理学	物理学Ⅰ-1 物理学Ⅰ-2	2 2	全科目 必修	物理学Ⅱ（電磁気学）	2
	化学	化学Ⅰ	4		化学Ⅱ	4
	生物学	生物学通論Ⅰ 生物学通論Ⅱ	2 2			
	地学	地学通論Ⅰ 地学通論Ⅱ	2 2			
	「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験、 (それぞれコンピュータ活用を含む。)」	E	物理学実験Ⅰ	2	E～H群から 1科目群必修	
			物理学実験Ⅱ	2		
		F	化学実験Ⅰ	2		
			化学実験Ⅱ	2		
		G	生物学通論実験Ⅰ	1		
			生物学通論実験Ⅱ	1		
H	地学通論実験Ⅰ	1				
	地学通論実験Ⅱ	1				
		〔①必修科目〕 合計単位数 18～20 単位				
		〔①修科目〕と〔②選択科目〕合計で 20 単位以上				

英 語

教育職員免許状取得のための履修方法

【2016 年度以降入学者】

免許教科 中学 1 種「英語」、高校 1 種「英語」

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必修科目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単 位 数
教科に 関する 科目	英語学	英語音声学Ⅰ	2	全科目 必修		
		言語学入門	2			
		応用言語学入門	2			
		Introduction to Second Language Acquisition	2			
	英米文学	英文学史Ⅰ	2			
		英文学史Ⅱ	2			
		米文学史Ⅰ	2			
		米文学史Ⅱ	2			
	英語コミュニケーション	Oral and Written CommunicationⅠ (旧：Communicative WritingⅠ)	2 (2)			
		Oral and Written CommunicationⅡ (旧：Communicative WritingⅡ)	2 (2)			
	異文化理解	British Cultural History (旧：イギリス文化史)	2 (2)	3科目から 2科目選択必修		
		アメリカ文化史	2			
		Intercultural Communication	2			
		〔①必修科目〕 合計単位数 24 単位				

教育職員免許状取得のための履修方法

【2011～2015 年度入学者】

免許教科 中学 1 種「英語」、高校 1 種「英語」

免許法施行規則に 規定された科目		〔①必 修 科 目〕 (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法	〔②選択科目〕	単 位 数	
教科に 関する 科目	英語学	英語音声学Ⅰ	2	全科目 必 修			
		英語音声学Ⅱ	2				
		言語学入門 (旧：英語学Ⅰ)	2 (2)				
		応用言語学入門 (旧：英語学Ⅱ)	2 (2)				
	英米文学	英文学史Ⅰ	2				
		英文学史Ⅱ	2				
		米文学史Ⅰ	2				
		米文学史Ⅱ	2				
	英語コミュニケ ーション	Oral and Written CommunicationⅠ (旧：Communicative WritingⅠ)	1 (1)				
		Oral and Written CommunicationⅡ (旧：Communicative WritingⅡ)	1 (1)				
	異文化理解	British Cultural History (旧：イギリス文化史)	2 (2)				
		アメリカ文化史	2				
			〔①必修科目〕 合計単位数 22 または 24 単位				

B 教職に関する科目／教科又は教職に関する科目

(1) 教職に関する科目の「単位の流用」について

「小学校」の教員免許状取得のための教職に関する科目は、原則として「小学校」の免許状申請にしか使用できません。ただし、小学校の免許状取得を条件に小学校免許の一部の科目を中高免許状に流用する「単位の流用」制度により、一部負担を軽減することができます。

※ 単位の流用とは

- ・単位の流用とは、「教育職員免許法施行規則第6条第1項備考第12・13」（旧法適用者）に規定されているもので、小学校の免許取得済みまたは取得要件を満たし、中高免許と同時に申請する場合、その単位の一部を中高免許の所定項目の単位として流用できることをいいます。
- ・これにより、履修する科目数が減り、より効率的に中高免許をとれるようになりますが、**必ず小学校免許状を取得する必要があります。**（小学校免許を取得しない場合、単位を中高免許に流用することができません）

(2) 対象者

初等教育学専攻の学生で、中高免許を取得する学生全員（全学年に適用します）。

(3) 法改正による中学校・高等学校免許の新設科目について（2018年度以降）

2019年度より、改正教育職員免許法および同法施行規則が施行されます。

同法の適用は2019年度以降の入学者が対象となりますが、改正の趣旨に鑑み、旧課程適用（2018年度以前入学）者が中学校・高等学校免許を他学科聴講により取得する場合についても、以下の科目を履修することが望まれます。**2017年度以前入学者は可能な限り履修し、2018年度入学者は必ず履修してください。**

取得した単位は、「教科又は教職に関する科目」として、中学校・高等学校免許取得のための総単位数に積算されます。ただし、「教科教育法」のうち、「**社会科教育法4**」については、**2018年度までの単位取得に限り、高校1種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効**です。2019年度からは文部科学省の指導により、高校1種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

免許法施行規則に規定された科目			（左に対応する本学部設置科目）	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※	1単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇教科教育法4	2単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※	1単位

※1 教育職員免許法改正法による新設科目

(B-1) 教職に関する科目／教科又は教職に関する科目 (中学校 1 種)

教職に関する科目 (必修)

◇教職課程科目 ●専門必修科目 ○専門選択科目

免許法施行規則に規定された科目			[必修科目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数	履修方法
教職に関する科目	第二欄	教職の意義等に関する科目	2014 年度以降履修する初等の「教職原論」の単位を流用	2	初等の単位を流用可能
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	2014 年度以降履修する以下の科目の単位を流用 「初等教育学概論Ⅰ」※1 「教育の制度と経営(小)」(旧:初等教育学概論Ⅱ)※1 「教育心理学原論」	6	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	◇教育課程編成論(中・高)	1	必修
			◇教科教育法 1	2	
			◇教科教育法 2	2	
			◇教科教育法 3※2	2	
			◇道徳教育論(中・高)	2	
			◇特別活動論(中・高) 2019 年度以降取得※3 (◇特別活動論(中・高)) 2018 年度以前取得※3	1 (2)	
			◇教育方法・技術論(中・高) (旧:教育方法研究(中・高))	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目※1	◇生徒理解と教育相談(中・高)	2	1 科目選択必修(「教育相談原論」もしくは「生徒指導・進路指導原論」のいずれか 1 科目(2 単位)流用)
			◇生徒指導・進路指導論(中・高)	2	
	第五欄	教育実習	◇教育実習演習(3 週間) 小学校の「教育実習演習(小)」の単位を 3 単位流用※4	5 3	必修
	第六欄	教職実践演習	2014 年度以降履修する「教職実践演習(小)」を流用	2	初等の単位を流用可能
			中学校免許:[必修科目] 合計単位数 19 単位又は 20 単位(流用単位を除く) +流用単位数 15 単位		

※1 旧「初等教育学概論」(1 科目 4 単位)を取得した場合でも、流用可能です。

※2 「社会科教育法 3」については、2018 年度までの単位取得に限り、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019 年度からは文部科学省の指導により、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

※3 特別活動論(中・高)は 2019 年度より、単位数が 2 単位から 1 単位に変更になりました。

※4 この場合、「教育実習演習(3 週間)」の履修を免除する目的ではなく免許取得要件の合計単位数に組み入れるために単位を流用します。

教職に関する科目 (選択)

免許法施行規則に規定された科目			[選択科目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ(日本教育史) ◇教職研究Ⅳ(西洋教育史)	各 2 単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ(学校教育法規) ◇教職研究Ⅱ(教育行政法規) ◇教職研究Ⅴ(学校外教育) ◇教職研究Ⅷ(教育経営)	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	◇特別支援教育(中・高)※1	1 単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇教科教育法 4※2	2 単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論(中・高)※1	1 単位
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	◇授業技術演習	2 単位

※1 教育職員免許法改正法による新設科目

※2 「社会科教育法 4」については、2018 年度までの単位取得に限り、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019 年度からは文部科学省の指導により、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に 規定された科目	[必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	履修方法	単 位 数	[選 択 科 目]	単 位 数
教科又は教職 に関する科目	◇介護体験実習講義	中学校の 免許取得 には必修	2	◇教職研究Ⅵ（生涯教育） ◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）※2018 年度廃止 ◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究） ◇人間理解基盤講座 ◇学級経営インターンシップ ◇特別支援教育インターンシップ ◇インクルーシブ教育インターンシップ ◇初等教育インターンシップ ◇中等国語科インターンシップ※ ◇国語科授業技術演習※	2 (2) 2 2 4 4 4 4 4 2
中学校免許：[必修科目] 合計単位数 2 単位					

※2014 年度以降は国語の免許にしか使えません。2013 年度以前に取得した科目は、全教科に使えます。

教科に関する科目、教職に関する科目（必修）、教職に関する科目（選択）、 教科又は教職に関する科目の合計で 59 単位以上

(B－2) 教職に関する科目／教科又は教職に関する科目（高等学校 1 種）

教職に関する科目（必修）

◇教職課程科目 ●専門必修科目 ○専門選択科目

免許法施行規則に 規定された科目			[必 修 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単 位 数	履修方法
教 職 に 関 する 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目	2014 年度以降履修する初等の「教職原論」の単位を流用	2	初等の単位を 流用可能
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	2014 年度以降履修する以下の科目の単位を流用 「初等教育学概論Ⅰ」※1 「教育の制度と経営（小）」（旧：初等教育学概論Ⅱ）※1 「教育心理学原論」	6	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	◇教育課程編成論（中・高）	1	必修
			◇教科教育法 1	2	
			◇教科教育法 2	2	
			◇特別活動論（中・高）2019 年度以降取得※2 （◇特別活動論（中・高））2018 年度以前取得※2	1 (2)	
			◇教育方法・技術論（中・高） （旧：教育方法研究（中・高））	2	
		生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関する科目※1	◇生徒理解と教育相談（中・高）	2	1 科目選択必修（「教 育相談原論」もしくは 「生徒指導・進路指導 原論」のいずれか 1 科 目（2 単位）流用
			◇生徒指導・進路指導論（中・高）	2	
	第五欄	教育実習	◇教育実習演習（2 週間）※3	3	必修
			小学校の「教育実習演習（小）」の単位を 2 単位流用 ※4	2	
	第六欄	教職実践演習	2014 年度以降履修する「教職実践演習（小）」を流用	2	初等の単位を 流用可能
高校免許：[必修科目] 合計単位数 13 単位又は 14 単位（流用単位を除く） +流用単位数 14 単位					

※1 旧「初等教育学概論」（1 科目 4 単位）を取得した場合でも、流用可能です。
※2 特別活動論（中・高）は 2019 年度より、単位数が 2 単位から 1 単位に変更になりました。
※3 高校の要件としては「3 単位」となるが、「教育実習演習（3 週間）・5 単位」を履修する場合、5 単位修得したうちの余剰の 2 単位は、高校の総単位として積算される。
※4 この場合、「教育実習演習（2 週間）」の履修を免除する目的ではなく免許取得要件の合計単位数に組み入れるために単位を流用する。

教職に関する科目（選択）

免許法施行規則に規定された科目			[選 択 科 目] (左に対応する本学部設置科目)	単位数
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◇教職研究Ⅲ（日本教育史） ◇教職研究Ⅳ（西洋教育史）	各 2 単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	◇教職研究Ⅰ（学校教育法規） ◇教職研究Ⅱ（教育行政法規） ◇教職研究Ⅴ（学校外教育） ◇教職研究Ⅸ（教育経営）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	◇特別支援教育（中・高）※1	1 単位
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	◇教科教育法 3 ※2 ◇教科教育法 4 ※2	各 2 単位
		特別活動の指導法	◇総合的な学習・探究論（中・高）※1	1 単位
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	◇授業技術演習	2 単位
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳の指導法	◇道徳教育論（中・高）	2 単位

※1 教育職員免許法改正法による新設科目

※2 「社会科教育法 3」および「社会科教育法 4」については、2018 年度までの単位取得に限り、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として有効。なお、2019 年度からは文部科学省の指導により、高校 1 種「地理歴史」および「公民」の教員免許状の単位として使用できませんので、ご注意ください。

教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に規定された科目	[選 択 科 目]	単位数
教科又は教職に関する科目	◇介護体験実習講義	2
	◇教職研究Ⅵ（生涯教育）	2
	◇教職研究Ⅶ（特別支援教育）（旧：教職研究Ⅶ（障害児教育））	2
	◇教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2
	◇人間理解基盤講座	2
	◇教育インターンシップ（2014 年度から廃止）	(4)
	◇学級経営インターンシップ	4
	◇特別支援教育インターンシップ	4
	◇インクルーシブ教育インターンシップ	4
	◇初等教育インターンシップ	4
	◇中等国語科インターンシップ※	4
	◇国語科授業技術演習※	2

※2014 年度以降は国語の免許にしか使えません。2013 年度以前に取得した科目は、全教科に使えます。

**教科に関する科目、教職に関する科目（必修）、教職に関する科目（選択）、
教科又は教職に関する科目の合計で 59 単位以上**

教育実習の前提条件について

教育実習は小学校での3週間の実習に加えて、中高でも3週間以上の実習を行う必要があります。教育実習については、以下の点を留意してください。

- **教育実習に行く場合、以下の①～⑤について実習実施前年度までに満たす必要があります。**

- ① 実習実施前年度の教育実習ガイダンスに出席すること。
- ② 実習実施前年度の教育実習事前登録を期限内に完了していること。
- ③ 実習実施年度中に教員免許状取得に必要なすべての科目の単位を修得済み、または修得見込であること。
- ④ 実習実施年度に4年生以上で、実習実施前年度までに、卒業単位を90単位以上修得済みであること。
- ⑤ 実習実施前年度までに、以下の科目の単位を修得済みであること。

- ・ 「教科に関する科目」について3科目以上を修得済みであること。

- ・ 以下の科目を修得済みであること。

1. 「教職原論」
2. 「初等教育学概論Ⅰ」
3. 「教育の制度と経営（小）」
(旧：初等教育学概論Ⅱ)
4. 「教育心理学原論」
5. 「教育課程編成論（中・高）」
6. 「教科教育法1」
7. 「教科教育法2」
8. 「教育方法研究（中・高）」

履修科目に変更はありませんが、
1～4の初等科目の単位を流用するという扱いになります。

- ・ 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」のうち、2領域以上（各領域2単位以上）を修得済みであること。

- ・ 「教科に関する科目」（必修および選択）のうち16単位以上

- ・ 教育実習期間中、他の科目の授業を受けられず、単位を修得できない可能性もあります。授業の欠席願いを各科目担当教員に提出することはできますが、欠席の最終的な取り扱いは、欠席した科目の担当教員の判断になります。

単位の流用制度を利用する場合、小学校免許をとらないと、 中高免許もとれません。必ず小学校免許をとること！

(例1)

単位の流用制度を使って中高免許取得を目指している初等の学生A君が、小学校免許に必要な単位が1単位不足して卒業となりました。

A君「小学校免許はとれないけど、中高免許は小学校の単位を流用するから、中高免許は取れるはず。」

→とれません！小学校免許を元に単位の流用を行うため、このケースだと小学校免許も
中高免許も取得できません。

(例2)

学生「今回単位の流用をしないで、中高の科目を全て履修して中高免許をとるつもりだけど、
それでも小学校免許をとらないと自動的に中高免許もとれなくなりますか？」

→法令上は、中高免許だけの取得は可能です。しかし、大学として、他学科聴講による中学校・
高等学校免許の取得は小学校免許とセットで取得することを条件としていますので、両方の
免許取得を目指してください。